

「登録政治資金監査人の登録を受けようとするときの登録申請書の添付書類等の取扱いについて」（平成 24 年 5 月 17 日政治資金適正化委員会決定）の廃止について（案）

〔平成 30 年 3 月 22 日
政治資金適正化委員会決定〕

「登録政治資金監査人の登録を受けようとするときの登録申請書の添付書類等の取扱いについて」（平成 24 年 5 月 17 日政治資金適正化委員会決定）は、廃止する。

附 則

この決定は、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 7 号）の施行の日（平成 30 年 6 月 1 日）から施行する。